平成22年度 決算をお知らせします

平成22年度（平成22年4月～平成23年3月）の決算が９月定例議会で認定されました。
町の家計簿ともいえる決算状況は、以下のとおりです。
なお、数値については表記単位未満を端数処理しています。

■一般会計

（福祉、道路、教育など町が一般行政を進めるための収入、支出を経理する会計）

歳　入
77億4,783万8千円
前年度比 2,670万円減（0.3%減）

歳　出
74億4,757万3千円
前年度比 1,561万2千円減（0.2%減）

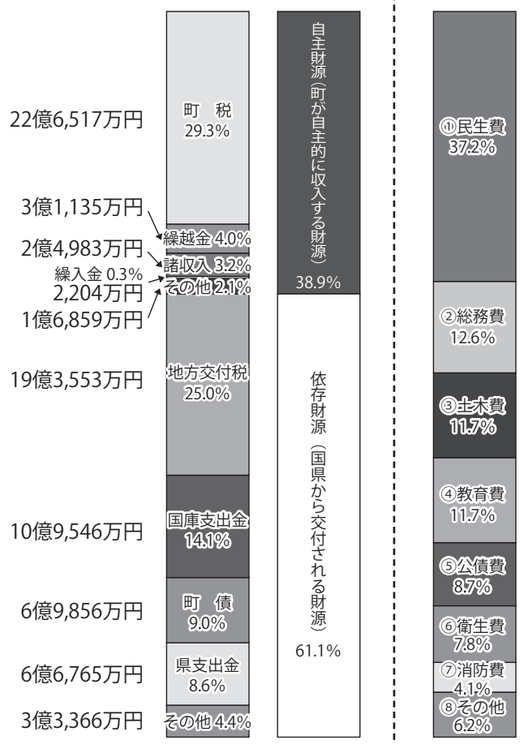

（見方）

費目・決算額
町民一人当たりの支出
主な事業

※各説明の番号は棒グラフ中の番号と呼応しています。

①民生費　27億7,198万円

一人当たり　110,350円
・保育所、児童クラブの整備
・保育所、福祉事務所の運営
・子ども手当の支給

②総務費　9億3,494万円

一人当たり　37,219円
・総合計画策定事業
・熊野筆情報発信拠点整備事業
・住居表示の実施（川角・呉地ほか）

③土木費　8億7,366万円

一人当たり　34,779円
・深原地区町有地造成事業
・コーポラス熊野管理事業
・町道深原公園線新設事業

④教育費　8億7,275万円

一人当たり　34,743円
・第三小学校北校舎建替工事
・小学校低学年書道科指導事業
・公民館や図書館などの管理運営

⑤公債費　6億4,779万円

一人当たり　25,788円

⑥衛生費　5億8,262万円

一人当たり　23,193円
・太陽光発電システム設置補助
・廃棄物の収集運搬や処理
・感染症対策、生活習慣病の予防対策

⑦消防費　3億689万円

一人当たり　12,217円
・ハザードマップの作成
・広島市消防への事務委託
・消防団の活動支援

⑧その他　4億5,694万円

一人当たり　18,190円
・商工業振興事業
・林道維持管理
・議会費

■特別会計および企業会計

（特定の事業を行うため、一般会計とは別に、その収入、支出を経理する会計）

会計名	収　入	支　出	差　引
国民健康保険事業	31億4,299万円	31億1,527万4千円	2,771万6千円
老人保健医療	1,079万3千円	1,059万円	20万3千円
公共下水道事業	9億5,840万3千円	9億5,774万1千円	66万2千円
後期高齢者医療	3億8,884万円	3億8,297万円	587万円
介護保険	16億8,124万5千円	16億4,564万円	3,560万5千円

上水道事業	収益的収支	5億129万9千円	4億4,317万4千円	5,812万5千円
	資本的収支	1億2,847万円	2億3,960万6千円	△1億1,113万6千円

■平成22年度の主な整備事業

平成22年度の主な整備事業

事　業　名	事　業　費
① 保育所整備事業	1億4,683万7千円
平成22年４月１日からの旧中央保育所民営化に伴い、保育所緊急整備事業の補助金等を支出しました。	
② 小学校大規模改造事業	2億4,724万9千円
ＩＳ値の低い熊野第三小学校北校舎の耐震化として建替工事や、熊野第一小学校西校舎の耐震補強の実施設計を実施しました。	
③（国庫）町道深原公園線新設事業	3,618万3千円
深原地区公園へのアクセス道として平成19年度に整備完了した第１期工区を、引き続き深原地区準工業地域入口まで延伸しています。	

※IS値＝建物の耐震性能を表す指標で、IS値が大きければ大きいほど耐震性が高いと判断されます。

■財政状況等について

平成22年度決算に基づく健全化判断比率等

平成22年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率は、下表のとおりです。
当町では、「健全化判断比率」および「資金不足比率」は、いずれも「早期健全化基準」または「経営健全化基準」を下回った、健全財政を維持しています。
なお、この健全化判断比率などについては、ホームページで詳しく掲載しています。

● 健全化判断比率　（単位：%）

区　分	実質赤字比率 一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率	連結実質赤字比率 全会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率	実質公債費比率 一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率	将来負担比率 地方債残高など、一般会計等が将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率
健全化判断比率	－	－	１１．４	５８．８
（早期健全化基準）	（１５．０）	（２０．０）	（２５．０）	（３５０．０）
（財政再生基準）	（２０．０）	（３５．０）	（３５．０）	－
県　内　平　均	－	－	１３．４	１５４．７

※注　実質赤字額または連結赤字額がない場合は、「－」を記載しています。

● 資金不足比率（公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率）　（単位：%）

区　分	上水道事業会計（法適用企業）	公共下水道事業特別会計（法非適用企業）
資金不足比率	－	－
（経営健全化基準）	（２０．０）※公営企業ごと	

※注　資金不足額がない場合は、「－」を記載しています。

問政策企画課☎820 - ５６３２